

社会福祉法人新潟保育園 役員等報酬等の支給基準

(目的)

第 1 条 この基準は、社会福祉法人新潟保育園(以下「当法人」という)定款第8条および、第 21 条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第 2 条 役員等が理事会及び評議員会に出席したときは、当該会議への出席1回につき、報酬として2千円を支給することとし、費用及び賞与、退職手当は支給しない。

(当法人職員給与との併給)

第 3 条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、支給しない。

(報酬等の支給方法)

第 4 条 役員等に対する報酬等の支給時期は、年度末に現金で支給する。
2 役員等が、死亡により退任した場合、その回までの報酬を遺族に支給する。

(改廃)

第 5 条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 6 条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この基準は、平成 29 年4月1日から適用する